滋賀県県産材の利用の促進に関する条例【概要】

1 前文

- ○滋賀県民は古くから琵琶湖とともに、森林からの恵みを享受してきた。
- ○しかし、県産材を取り巻く環境は木材の代替品との競合により、厳しくなっている。 また、農山村における人口の減少等により、森林の管理等が大きな課題となっている。
- ○そのため、県産材の利用の促進を図り、森林所有者の森林管理意識を高めるとともに、 農山村の活性化を図り、農山村における人口の減少に少しでも歯止めをかける必要がある。
- ○第72回全国植樹祭の開催により気運が高まっている今、琵琶湖森林づくり条例と 滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例と相まって、県産材の利用を促進 することにより、滋賀の森林を健全な姿で次の世代に引き継ぐために条例を制定する。

2 目的 【第1条】

県産材の利用の促進に関する施策の推進

- →森林の多面的機能の発揮に 重要な役割を果たしている林業 および木材産業の持続的な発展
- →木材の利用に対する意識の高揚

3 定義 【第2条】

○本条例で頻出する用語を定義

県産材/森林の多面的機能/ 森林所有者/林業事業者/ 木材産業事業者/関係事業者

4 基本理念 【第3条】

- ○森林所有者等が意欲と誇りを持って林業または 木材産業を営むことができる環境の整備
- ○安定的かつ持続的な森林の循環利用の推進
- ○環境の保全に資するものとしての木材の利用の 意義に対する県民の理解と関心の増進
- ○木材を利用する文化の継承
- 〇国、県、市町、森林所有者等、関係事業者 および県民の適切な役割分担および連携
- ○森林所有者等の自主的かつ主体的な取組の尊重

5 責務・役割

〇県:施策実施/国、市町、森林所有者等、関係事業者との連携支援 【第4条】

○林業事業者・木材産業事業者:県が実施する施策への協力/ □ 県産材の安定的な供給等 【第6条・第7条】

○森林所有者:県が実施する施策への協力/

県産材の利用に関する主体的な取組の推進 【第5条】

○関係事業者:県が実施する施策への協力/

事業活動における県産材の積極的な利用 【第8条】

○県民:県が実施する施策への協力/

日常生活における県産材の積極的な利用 【第9条】

6 基本計画 【第10条】

- ○次の事項を定めた 基本計画を策定
 - ・施策の基本的な考え方
 - ・具体的な施策
 - ・目標
 - ・その他必要な事項

7 基本的施策

- ①県産材の安定供給の促進 【第11条】
 - ○主伐・再造林の計画的実施
 - ○性能が優れている林業機械の 導入の促進
 - ○森林の施業の集約化の促進等

- ②県産材の加工および流通の体制の整備 【第12条】
- ○必要な施設の整備
- ○加工に係る生産性および品質の向上のための取組への支援

等

- ○木材の流通の円滑化のための環境の整備 等
- ※温室効果ガスの排出の量の削減への適切な配慮

- ③県の県産材の利用 【第13条】
 - ○公共建築物の整備は県産材を利用。ただし、法令の 規定により困難な場合その他特別の事由がある場合は、 この限りでない。
 - ○公共建築物の整備以外も自ら率先して県産材を利用

- ④建築物(民間)における県産材の利用の促進 【第14条】
- 〇先進的な技術の普及の促進 〇市場に関する調査研究および情報提供
- 〇建築物の新築、増築、改築、修繕、模様替における県産材の利用に対する支援 等
- ⑤木質バイオマスの利用の促進 【第15条】
 - 〇農業、観光業その他の産業におけるエネルギー源としての利用の促進
 - ○技術等の研究開発の推進 等

- ⑥森林所有者等による事業の多角化および高度化等への支援 【第16条】
 - 〇県産材または森林資源の価値を高めるための森林所有者等が主体的に行う事業の多角化・高度化の取組への支援
 - 〇森林所有者等と多角化・高度化の取組に協力する者との交流の促進 等

- ⑦新製品等の研究開発の促進 【第17条】
 - 〇森林所有者等と研究機関等との連携の促進 等

- ⑧人材の確保および育成 【第18条】
 - 〇林業または木材産業を担うべき人材:
 - 就業に関する相談等の援助/就業の継続のための支援/研修の実施の推進
 - ○県産材の利用の促進に寄与する人材(木造建築物に係る技能等を有する者・
 - 木材を利用する文化の継承の推進者等):技術の普及指導/研修の実施の推進等
- ⑨県民の理解および関心の増進ならびに社会的気運の醸成 【第19条】
 - ○木材を利用する文化を伝承する活動に対する支援
 - 〇県産材および県産材を利用した木製品との触れ合いの場および機会の提供
 - ○広報活動の充実
 - ○情報および意見を交換する機会の提供 等

8 その他 【第20条】

○施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じる。

9 施行日 【付則】

〇公布の日(令和5年3月22日)